

11(いい)月30(みらい)日は 「年金の日」です!

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、留萌年金事務所にお問い合わせください。

◎問い合わせ先

留萌年金事務所 ☎ 43-7211

11月は労働保険適用促進強化期間です

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務づけられています。

厚生労働省では、「未手続事業の一掃」を年間を通じた主要課題と位置づけたうえで、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、集中的に広報活動を展開し、労働保険制度のより一層の理解、周知を図ることとしております。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

◎問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局総務部労働保険徴収課
☎ 011-709-2311
留萌労働基準監督署 ☎ 42-0463
留萌公共職業安定所 ☎ 42-0388

指名手配被疑者の検挙にご協力を!

平成26年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、凶悪事件などで特に警察庁が指定している重要指名手配被疑者を始めとして、約750人に上っています。

これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して指名手配されており、再び犯行を行うおそれがあります。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定したうえで、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。

この指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、国民の皆さんのご協力が是非とも必要です。

指名手配被疑者によく似た人を見かけたといった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いします。

◎問い合わせ先

留萌警察署刑事課 ☎ 42-0110

電気計器の有効期限は切れていませんか

貸しビルやアパートなどに設置している電気計器(子メーター)は計量法で定める検定の有効期間内のものでなければ使用できません。

使用できる期限は、計器類に添付している「検定ラベル」や「検定票」に表示してありますのでご確認ください。

◎問い合わせ先

日本電気計器検定所北海道支社 ☎ 011-668-2437
北海道経済産業局資源エネルギー環境部電気・ガス事業室 ☎ 011-709-8353

平成27年度 入校生募集

国立北海道障害者職業能力開発校では、求職中の障がい者の入校生(訓練機関1年または2年)を募集しています。

◆願書受付期間

11月1日から11月20日まで

詳しくは、当校または最寄りの公共職業安定所までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

国立北海道障害者職業能力開発校
☎ 0125-52-2774 FAX 0125-52-9177